森林法等の一部を改正する法律案（概要）

平成28年３月
農 林 水 産 省

Ⅰ　趣　旨

林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があることから、関係法令について所要の措置を講ずる。

Ⅱ　法案の概要

（１）森林法の一部改正

①　森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付ける。
②　共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける。
③　森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加する。
④　市町村が作成する林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）に関する規定を設ける。
⑤　違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化する。

（２）分収林特別措置法の一部改正

分収林契約の当事者の1/10を超える異議がない場合は、伐採時期の延長等の変更を可能とする。

（３）森林組合法の一部改正

①　森林組合は、森林の保続培養等の目的に加え、林業を行う組合員の利益増進を目的とする森林経営事業を実施できるようにするとともに、その実施要件を緩和する。
②　森林組合に加え、森林組合連合会による森林経営事業を可能とする。

（４）木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

①　都道府県域を超える木材の安定取引に関する計画について、農林水産大臣の認定制度を設ける。また、計画作成者に木質バイオマス利用事業者等を追加する。
②　計画対象森林について、伐採材積の上限など森林経営計画の認定基準を緩和する。

（５）国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

①　国立研究開発法人森林総合研究所が暫定的に行っている水源林造成業務を本則に位置付けるとともに、育成途上の森林の整備を可能とする。
②　研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称する。

Ⅲ　施行期日

施行期日　平成29年４月１日

森林法等の一部を改正する法律案の概要

○　国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、住宅用など従来需要に加えて、ＣＬＴ（直交集成板）や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。

※木材自給率は、H14年の19%を底に上昇傾向で推移し、H26年は31%まで回復。

○　一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲が低下している中で、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況。

⇒　林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講ずる。

森林資源の再造成の確保（森林法）

造林未済地：14千ha（H23年度末）を10年後に半減

- **伐採後の再造林を確保**
  （森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け）
- **深刻化する鳥獣害を防止**
  （森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加）

国産材の安定供給体制の構築（森林法、森林組合法、木安法）

国産材利用量：
H26：2,366万㎥ → H32：3,900万㎥

- **森林組合等による施業の集約化を促進**
  （経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、
  ・森林組合自らが森林を経営する事業の要件緩和
  ・森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置
  施業集約化につながる森林経営計画の作成率　H25：26%→H32：80%）
- **所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化**
  （所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置）
- **林地の境界情報等を整備**
  （市町村が林地台帳を作成する制度を創設
  H30年度末までに全ての森林所在市町村で台帳を整備（森林GISを導入している市町村：約800（H26年度末））
- **国産材の安定的な広域流通を促進**
  （・都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設
  ・上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置）

森林の公益的機能の維持増進（森林法、森林総研法、分収法）

早急に施業が必要な要整備森林：約３千ha（H25年度末）を5年以内に5割以上解消

- **奥地水源林の整備を推進**
  （整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した（研）森林研究・整備機構を位置付け）
- **分収林契約の内容変更を円滑化**
  （1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設）
- **違法な林地開発を抑制**
  （違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化
  林地開発の違反件数（H26：165件）を5年後に3割以上減）

適切な森林施業を通じた林業の成長産業化

森林・林業・木材産業を巡る情勢

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、この森林資源を循環利用(伐って、使って、植える)していくことが重要な課題。
- 住宅用などの従来需要に加えて、CLTや耐火部材等の新製品の開発や木質バイオマスの利用の広がりなどにより、木材需要は拡大の兆し。
- 一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村の過疎化等により、森林所有者の経営意欲や森林への関心が低下している中で、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない。

■本格的な利用期を迎えた人工林

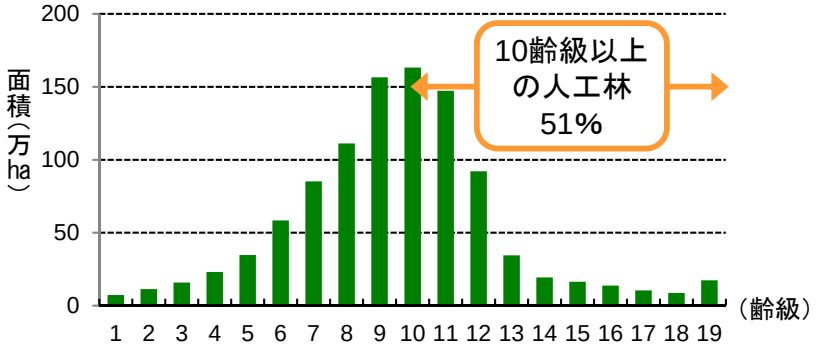

資料：林野庁「森林資源の現況」（平成24年3月31日現在）

■国産材需要拡大の兆し

木材自給率は、平成14年の19%を底に上昇傾向で推移し、平成26年は31%となり、26年ぶりに30%台に回復。

CLT、耐火部材等の新たな製品の開発・普及が進展。平成28年度早期を目途に、CLT建築物の一般的な設計法を確立。併せて、国産材CLTの生産体制構築の取組を推進。

固定価格買取（FIT）制度の開始により、木質バイオマスのエネルギー利用が進展。（平成27年7月末現在、20件の木質バイオマス発電施設（未利用木材を利用）が稼働中。）

■山村人口の推移

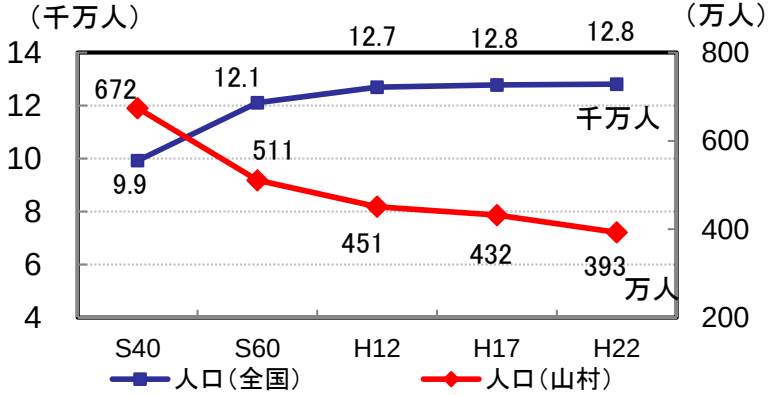

資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「国勢調査」

■森林所有者の経営意欲

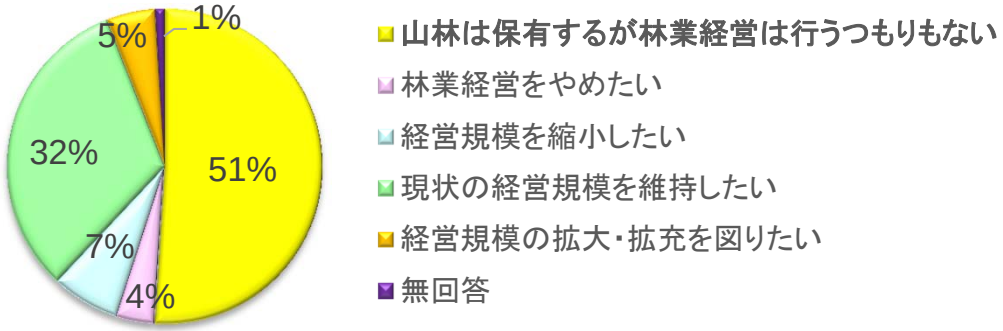

資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」（H23）

森林組合が行う森林経営事業の見直し（森林組合法）

➢ 森林組合が自ら森林を保有・経営する「森林経営事業」の要件等を見直すことにより、経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、森林組合が代わって積極的に森林経営を行えるようにし、施業集約化を促進する。

■現行制度

現行では、森林組合が自ら森林を保有し、森林経営を行う「森林経営事業」については、目的が限定され、実施手続も厳格であるため、実施が限定的となっている。

実施主体	森林組合
目　的	公益目的 （森林の保続培養及び森林生産力の増進）
実施手続	総組合員の3分の2以上の書面同意
組合員の従事義務	森林経営事業に常時従事する者の3分の1が組合員でなければならない。

■改正後

「森林経営事業」の主体に森林組合連合会を追加し、経済目的での経営を認めるとともに、実施手続を緩和することにより、積極的に森林経営を行えるようにし、施業集約化、大口需要者との直接取引の促進を図る。

実施主体	森林組合、森林組合連合会
目　的	公益目的 （森林の保続培養及び森林生産力の増進） 経済目的 （林業を行う組合員の利益の増進）
実施手続	一定規模以下の森林組合 組合員の3分の2以上の書面同意 一定規模を超える森林組合と、森林組合連合会 総会の特別議決（出席者の3分の2以上の議決） ※一定規模：組合員数800人程度を想定
組合員の従事義務	なし

共有林の持分移転の裁定制度の創設（森林法）

➢ 共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、一定の裁定手続き等を経て、伐採・造林ができるようにする。

■現状と課題

共有林(注)の伐採を行うためには、民法の規定により、共有者全員の合意が必要。
一方、共有者の不在村化等に伴い、共有者の一部が所在不明(不確知)となるような森林では、施業の意思を有している共有者がいても伐採できない。

(注)共有林：立木が共有となっている森林

■改正後（創設）

都道府県知事による裁定、補償金の供託等を経たうえで、不確知者の立木の共有持分を移転、土地の使用権を設定する制度を創設することにより、伐採・造林が可能となる。

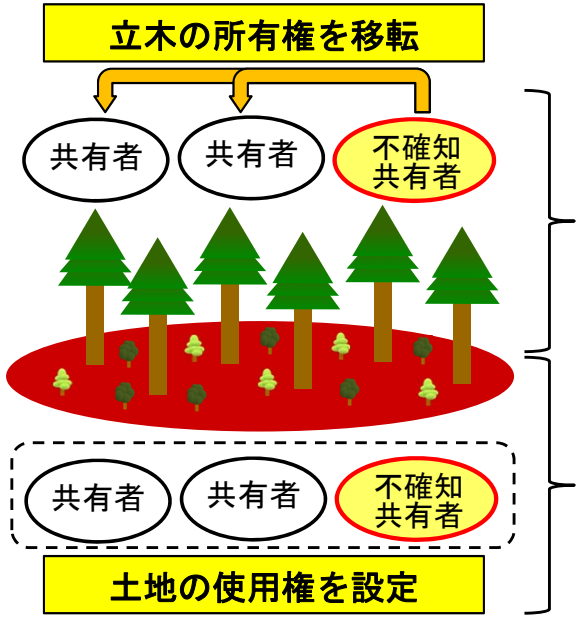

不確知者がいても立木を伐採できるよう、不確知者の立木所有権を移転する。

不確知者の土地の持分について、伐採・再造林のための使用権を設定する。

【立木所有権の移転等の流れ】

公告の申請
確知できる共有者全員の合意を得た上で、共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等を公告するよう市町村長に申請

↓

市町村長による公告

↓ 不確知所有者から申請がなかった場合

裁定の申請
不確知者の立木持分、土地使用権の取得に関する裁定を都道府県知事に申請

↓

都道府県知事による裁定

↓

不確知者の立木持分の移転等

↓

補償金の供託
移転する立木持分等の額を補償金として供託

↓

伐採等の実施

林地台帳の整備（森林法）

➢ 市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業体等が取り組む所有者や境界の特定、施業集約化を行いやすくする。

■現状と課題

森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。

【現状】

施業集約化を進めるため、森林組合や林業事業体等が、不動産登記簿、地籍調査、森林簿等の情報を独自に入手し、所有者を特定し、境界を明確化。

【課題】

森林組合等の自助努力のみでは、情報入手や所有者確認には限界があり、所有者や境界の特定が進まない状況。

不在村所有者の増加や所有者の世代交代等により、所有者や境界の特定が、今後ますます困難になるおそれ。

■改正後（創設）

市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができるようになる。

森林の土地に関する情報の把握

不動産登記簿、地籍調査、新たな森林の土地所有者からの届出、森林経営計画認定等の既存情報を活用

↓

林地台帳の作成

森林の土地の所有者の氏名・住所、森林の土地の所在・面積・地目、境界測量の実施状況等を記載

↓

林地台帳の公表

土地所有者からの修正申出 →

森林境界明確化事業の成果の反映 →

← 新たに土地所有者となった者からの届出

← 地籍調査結果の反映

林地台帳の修正（更新）

国産材の安定的な広域流通の促進（木材安定供給特措法）

- 都道府県域を超える木材の安定取引に関する計画（事業計画）について、農林水産大臣が認定できるようにし、大型製材工場等が広域から木材を集荷しやすくする。
- 広域から木材を集荷する必要のある木質バイオマス利用事業者等を事業計画の作成者に追加する。

■現行制度

従来の事業計画の認定対象は、同一県内の取引に限定されており、広域化しつつある流通に十分対応できていない。

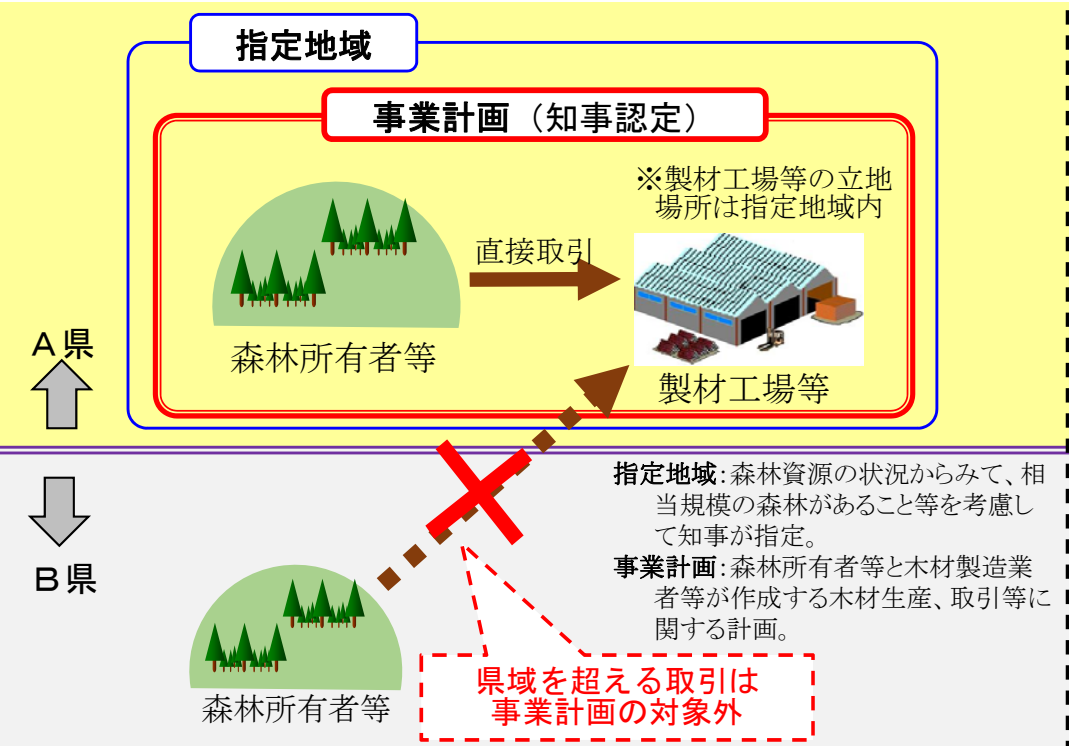

指定地域：森林資源の状況からみて、相当規模の森林があること等を考慮して知事が指定。
事業計画：森林所有者等と木材製造業者等が作成する木材生産、取引等に関する計画。

■改正後

都道府県域を超える取引を事業計画の認定対象に追加することにより、大型製材工場等が広域から木材を集荷しやすくし、安定供給体制の構築を促進する。

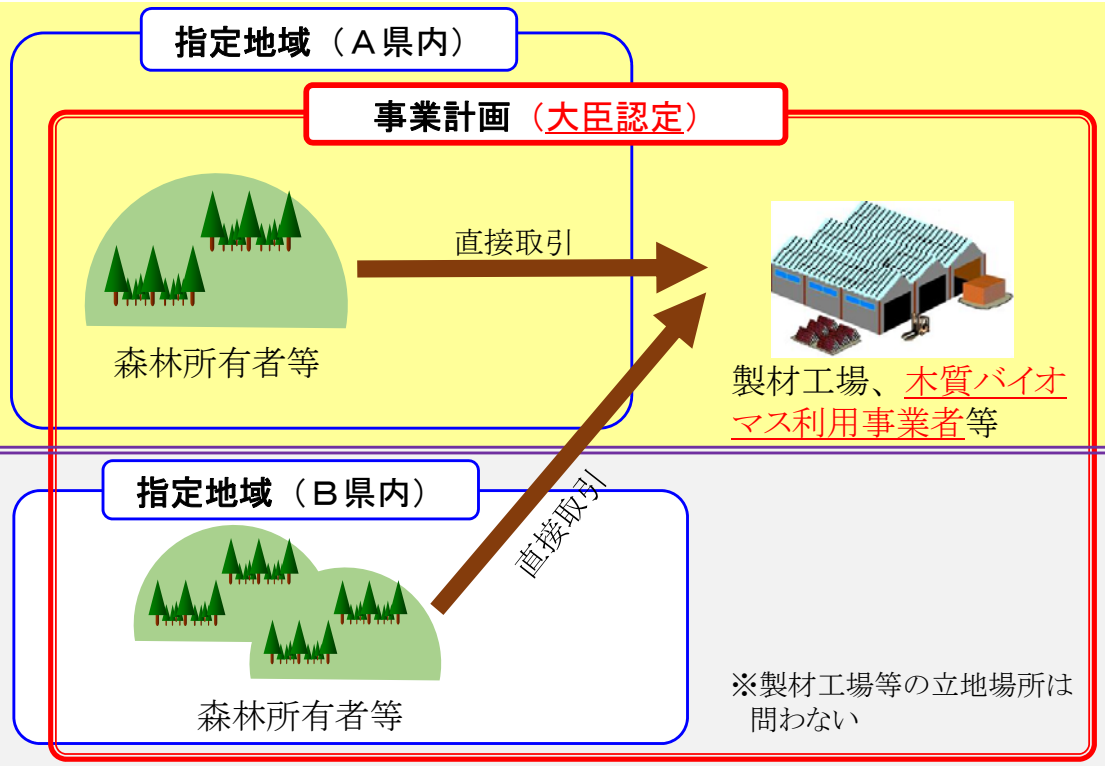

事業計画の認定者が受けられる制度上の主な特例

【森林所有者等】
- 伐採の届出、保安林の伐採許可、路網整備に伴う保安林の形質変更許可等が不要
- 森林経営計画の認定基準の特例（伐採材積の上限の緩和等）

【製材工場等】
- 加工流通施設の整備に伴う林地開発許可が不要
- 制度資金による低利融資、林業・木材産業改善資金の償還期限の延長

※赤字部分は、今回の改正により措置

伐採及び伐採後の造林の届出制度の見直し（森林法）

➢ 森林所有者等に対し、伐採後の造林に係る森林の状況報告を義務付けることにより、伐採後の再造林を確保する。

■現行制度

現行制度においても、伐採及び伐採後の造林については事前届出を求めているものの、届出どおりに伐採・造林が行われているか、市町村長が十分に確認できるようになっていない。

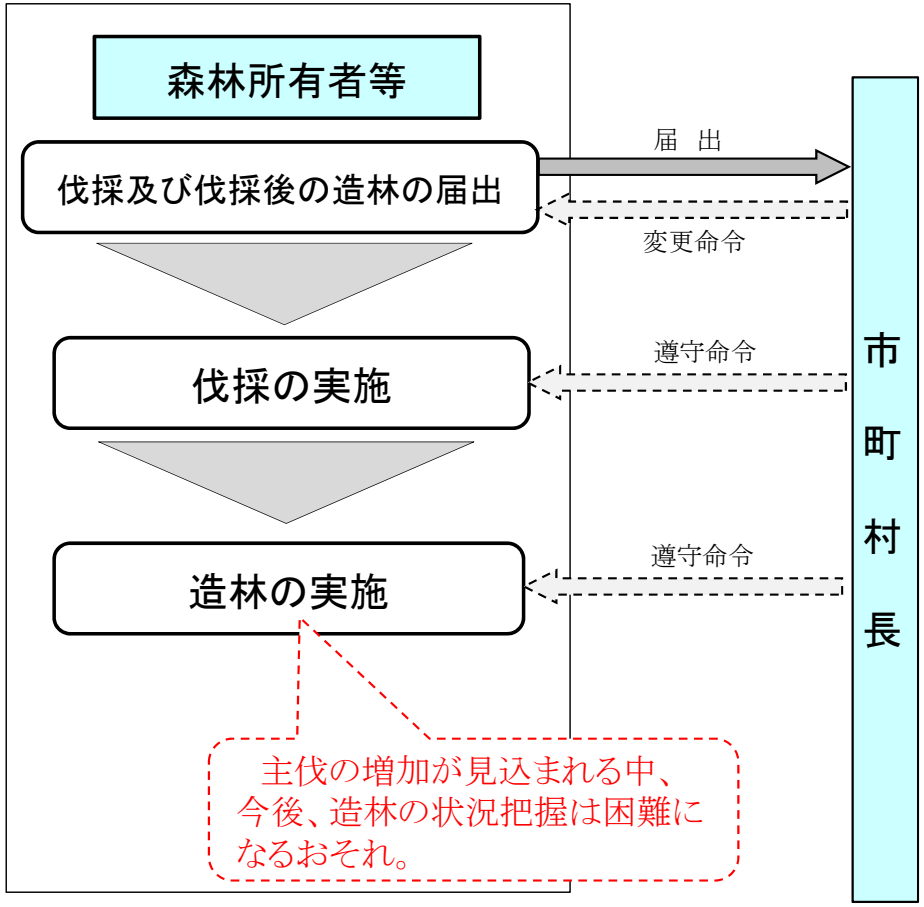

■改正後

伐採後の造林の報告制度を設けることにより、市町村長が伐採後の森林の状況を把握しやすくなり、指導・監督を通じた再造林の確保が期せるようになる。

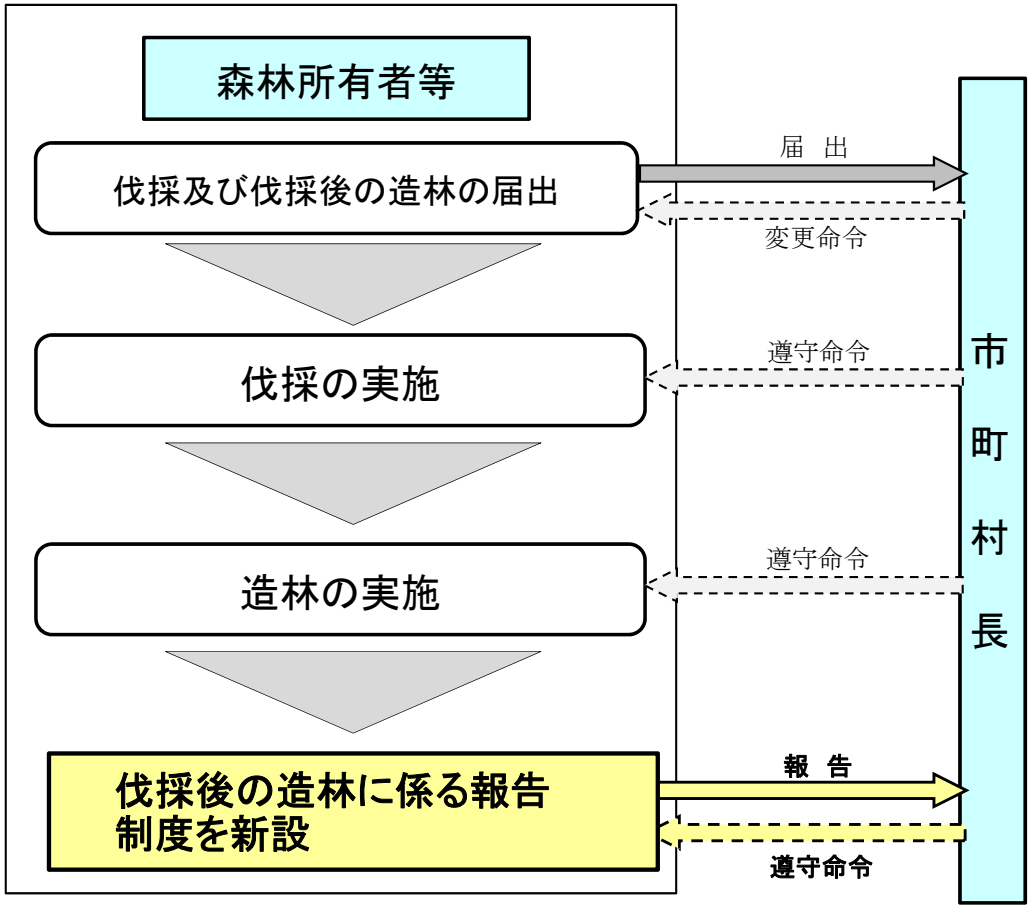

鳥獣害防止に向けた森林経営計画等の見直し（森林法）

➢ 市町村森林整備計画において鳥獣害防止森林区域を設定し、森林経営計画の作成者に対して防護柵設置など鳥獣害防止の方法を記載させることにより、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しやすくなる。

■現行制度

現行の森林経営計画においては、鳥獣害防止の取組の記載を求めておらず、鳥獣害防止に取り組むかどうかは、森林所有者の意向に委ねられている。

市町村森林整備計画（市町村）

・森林の整備に関する基本的事項
・伐採、造林、間伐、保育の標準的な方法
・森林の保護に関する事項　等

森林経営計画（森林所有者等）

・森林の経営に関する長期の方針
・伐採、造林、間伐の場所別の実施時期、面積、方法
・森林の保護に関する事項　等

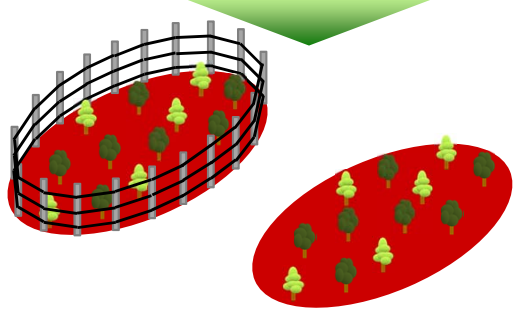

防護柵など鳥獣害防止の取組が実施されるとは限らない。

■改正後

市町村森林整備計画に鳥獣害防止森林区域を設定するようにするとともに、森林経営計画に鳥獣害防止方法の記載と履行を求める仕組みを設けることにより、森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組が促進される。

市町村森林整備計画（市町村）

計画事項に追加

・鳥獣害防止森林区域の設定
・当該区域における鳥獣害防止の方法

【鳥獣害防止森林区域】
鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域

森林経営計画（森林所有者等）

計画事項に追加

・鳥獣害防止森林区域における鳥獣害防止の方法

支援

森林整備事業
（防護柵の設置等）

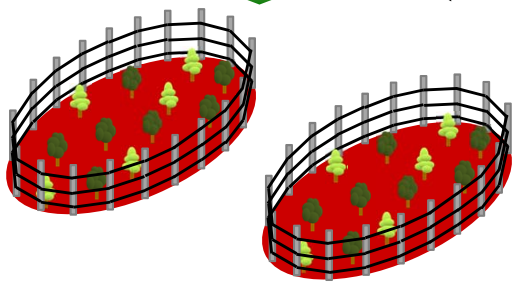

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域では、防護柵等の設置が促進される。

奥地水源林の整備の推進（森林総研法、森林法）

- （研）森林総合研究所が附則業務として暫定的に行っている水源林造成業務を本則に位置付け、研究所の名称を（研）森林研究・整備機構に改める。
- 立地条件が悪く、森林所有者の自助努力による森林整備が進みにくい奥地水源域の保安林の整備の担い手として、地方公共団体、（研）森林研究・整備機構を位置付けるとともに、同機構は分収造林契約以外の方法で育成途上の森林も整備できるようにする。

■現行制度

森林所有者の自助努力による整備が期待できない奥地水源地域の森林造成については、（研）森林総合研究所が、附則業務として暫定的に、分収造林契約による水源林造成事業を実施。

【森林総研法】

法人名	国立研究開発法人　森林総合研究所
業　務	【本則】 ・森林・林業に関する試験、研究等 ・森林・林業に関する試験、研究等に必要な標本の生産、配付 ・林木の優良な種苗の生産、配付 ・森林保険 【附則】 ・分収造林契約による水源を涵養するための森林の造成（暫定業務）

［職員数］　試験・研究：716人、森林保険：19人、水源林造成：356人(H27.4.1現在)

■改正後

早急に施業が必要な奥地水源地域の保安林の整備の担い手として、地方公共団体、（研）森林研究・整備機構を位置付けるとともに、同機構は分収造林契約以外の方法で育成途上の森林も整備できるようにし、奥地水源林の整備を推進。

【森林総研法】

法人名	国立研究開発法人 森林研究・整備機構
業　務	【本則】 ・森林・林業に関する試験、研究等 ・森林・林業に関する試験、研究等に必要な標本の生産、配付 ・林木の優良な種苗の生産、配付 ・森林保険 ・水源を涵養するための森林の造成

【森林法】

早急な施業が必要な特定保安林（要整備森林）について、地方公共団体、（研）森林研究・整備機構は、当該森林の立木所有権移転等に関し都道府県知事から勧告を受けた所有者に対し、速やかに協議を申し入れるよう努める旨、新たに規定。

※特定保安林：指定の目的に即して機能していないと認められる森林（約7万ha）
※要整備森林：特定保安林のうち、早急に施業を実施する必要がある森林（約3千ha）

分収林契約の変更特例の創設（分収林特措法）

➢ 分収林契約について契約当事者全員の合意がなくても、1／10を超える異議がないことをもって、契約条項を変更できるようにする。

※ここでいう1/10は分収割合

■現状と課題

分収林契約の変更には全員の合意が必要だが、不在村化が進むなど契約当事者の一部が所在不明となるようなケースでは、全員の合意が得られず、契約変更が困難となっている。

【分収林を巡る状況】

木材価格の下落、労賃の上昇により、契約で定めた時期に伐採しても、適正な収益が得られず、

- 森林所有者が再造林を行わないおそれ
- 育林コストを負担してきた林業公社が、経営を継続できなくなるおそれ

【対応方向】

上記課題を解消するためには、契約期間の延長、分収割合の変更を行い、伐採収益全体の増大、費用負担に応じた収益配分の見直しを図る必要

■改正後（創設）

所在不明な契約当事者がいても、一定の要件を満たせば、契約期間（伐期）の延長、分収割合等の契約変更ができるようにする。

契約変更の申出

分収林契約の当事者は、契約変更を行おうとする場合、都道府県知事に契約変更の承認を求めることができる。

↓

都道府県知事による承認

都道府県知事は、申出のあった契約変更の内容をチェック。

↓

変更案の公告・通知

- 異議申立が1/10を超える → **契約変更できない**
- 異議申立が1/10を超えない → **契約変更の成立** → **変更契約の公告・通知**

※ 変更に異議のある契約当事者は、変更承認を受けた当事者に対し、持分の買取を請求できる